

栃木県宿泊事業者感染症対策支援補助金の御案内

県内宿泊事業者の皆様に対して、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を補助します。



- 補助対象者 宿泊事業者(県内に宿泊施設を有する者)
- 補助限度額 500万円(下限5万円)(限度額は以下①～⑧合計)
- 補助率 2/3又は1/2以内

事業区分	事業内容	補助率		補助金額
		遡及適用分 (R2.5.14～)	新規分 (R3.4.1～)	
1 施設改装	個室化、レイアウト変更、テラス席設置	①	1/2 以内	⑤ 30～300万円
2 設備導入	空気調和設備、換気設備の設置	②		⑥ 30～200万円
3 備品購入	サーマルカメラ、パーテーション、セルフチェックインシステム導入等	③	1/2 以内	⑦ 2/3 以内 10～300万円 (注)
4 消耗品購入	マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、消毒液購入等	④		⑧ 1/2 以内 5～100万円

(注)備品購入は事業内容に応じて補助金額を設定

公募期間等

R2.5.14以降に発生した経費も、遡及適用分として対象となります。

□公募期間 令和3(2021)年6月25日(金)午前10時から

申請額が予算上限に達し次第、終了

8月31日(火)午後5時まで → **10月29日(金)午後5時まで**

《事業実施期限: ~~令和3年12月17日(金)~~ → **令和4年1月17日(月)**》

□申請限度 1事業者当たり遡及適用分1回、新規分1回(最大2回)

重要

- 交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない場合、補助金は受け取れません。
- 「地域企業感染症対策施設等支援補助金」及び「第3回地域企業感染症対策支援補助金」の交付決定を受けている者は補助対象となりません。
- 国、県、市町等公的機関が助成する他の制度と重複(同一工事・品目等を両方の補助事業に申請)する事業は補助対象となりません。

申請時の注意事項

～申請は郵送又はメールのみで受け付けます。～

- 公募要領、Q&Aを必ずご覧ください。
- 「新型コロナウイルス感染症防止対策取組宣言」などの感染症対策への御協力が条件です。
- 「とちまる安心認証制度」の対象施設において補助事業を行う場合は、実績報告書の提出までに「とちまる安心認証」を取得することが条件です。
- この他、審査に際し必要な書類の提出をお願いする場合があります。

補助金
ポータルサイト



<https://www.tochigi-shukuhaku-kansentaisaku.jp/>

申請手続の流れ

宿泊事業者

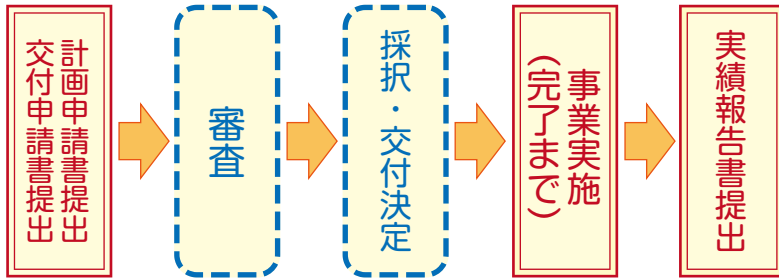
旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

※宿泊事業者のうち、補助対象事業を行う宿泊施設が栃木県内にあることが必要です。

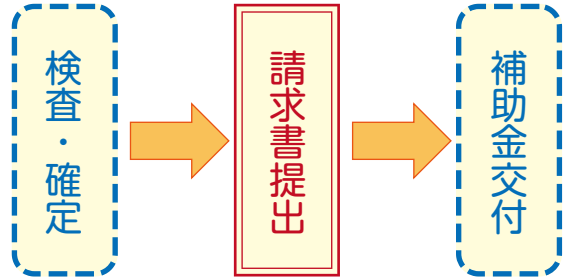
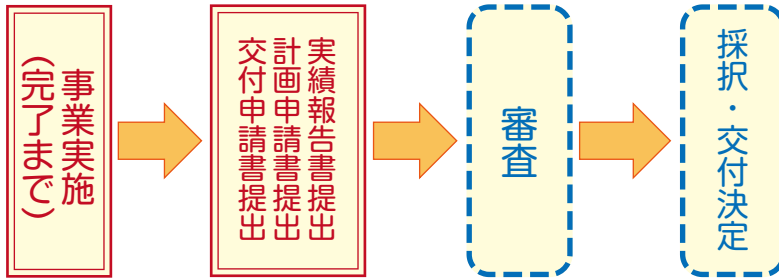
①通常手続【一部未購入、支払未了がある場合】

(交付申請書、計画申請書をまとめて郵送又はメールで提出し、採択・交付決定後、改めて実績報告書を提出します。)



②一括手続【すべて既に購入し、支払済みの場合】

(交付申請書、計画申請書及び実績報告書をまとめて郵送又はメールで提出し、採択・交付決定と額の確定を一連で行います。)

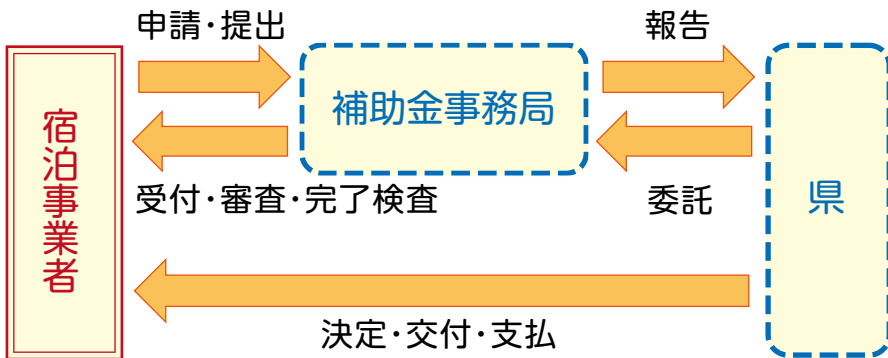


二重枠は申請者、破線枠は県・事務局が行う内容です。

申請者

県・事務局

事業スキーム



申請方法

- 申請は、郵送又はメールで受け付けます。
- 不達等によるトラブル回避のため、郵送物投函及びメール送信の数日後には、必ず事務局に受付確認のお電話をお願いします。

栃木県宿泊事業者感染症対策支援補助金事務局

郵送での申請先

〒320-0801 栃木県宇都宮市池上町4-1

問い合わせ先

栃木県宿泊事業者感染症対策支援補助金事務局

電話:028-651-3701

受付時間:午前9時から午後5時まで

(土曜・日曜・祝日は休業)

補助金ポータルサイト

<https://www.tochigi-shukuhaku-kansentaisaku.jp/>

